

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会
会議録（概要）

- 日時 令和4年6月28日（火）午前10時から午前11時22分まで
- 場所 米子市淀江支所2階 大会議室
- 出席者 委員
小林委員、角委員、山内委員、野津委員、宮松委員
事務局
三上事務局長、赤川消防局長、桑垣消防局次長兼総務課長、矢野事務局総務課長、三原事務局総務課担当課長補佐、小林施設管理課施設長、松並施設管理課施設長、ほか職員4名
- 傍聴者 1名

審議会の概要

開会に先立ち、出席委員に対し管理者米子市長に代わり三上事務局長より委嘱状の交付を行った。（委嘱期間：令和4年4月20日から令和6年4月19日までの2年間）

【日程1 開会】 午前10時

審議会条例に基づき、審議会の成立要件（委員の半数以上が出席）を満たしていること、原則として公開で進行することを確認。

【日程2 事務局長あいさつ】

○三上事務局長

大変お忙しい中ご出席いただき大変感謝している。本審議会は、本組合の入札及び契約の透明性・公平性を確保し、その適正な執行を図るために設置したものである。委員の皆さまの忌憚のないご意見をいただきたい。

【日程3 会長の選出】

任期に入ってはじめての開催であり会長不在のため、事務局から、審議会条例第4条第1項の規定に基づき委員の互選（立候補あるいは推薦）による会長の選出を依頼した。

小林委員が推薦され、委員の了承をもって会長に選出された。以降の会議進行を事務局と交代。

【日程4 会長職務代理者の指名】

審議会条例第4条第3項に基づき、会長が角委員を職務代理者に指名し、委員の了承を得た。

【日程5 報告事項】

(1) コロナ禍における入札方法の変更について

事務局より、物品・役務に係る入札方法の変更について、変更の経緯、変更内容及び変更時期、変更したことによる効果等を報告。

① 変更した経緯

本組合が実施する参加希望型指名競争入札が、原則として県内外を問わず、入札参加希望者を募り、参加資格を認められた者すべてを指名しているため、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す観点から、参集による入札から郵便による入札に変更した。

② 主な変更点

- ・入札書（1回目）の提出方法を指定日に指定した方法で郵送することとした。
- ・1回目が不落札であった場合は、2回目以降をファクシミリにより当日中の期限までに送付し、原本を後日送付することとした。
- ・郵便入札の場合は参加者が1者の場合でも競争性が確保されるため、有効な入札として執行した。

③ 変更時期

令和3年6月7日以降に公表した案件から

④ 変更したことによる効果

- ・郵便入札に変更した前後1年間を比較したところ、入札参加者が1者であっても入札の執行が可能となったことに伴い、参加者数を満たさず入札不調となり、再度の入札を行う案件が激減した。
- ・再度の入札執行が激減したことにより、時期を逸することなく入札を執行することができ、格段の事務の効率化につながった。通常1度の入札を行うまでに2～3週間を要するが、再度の入札分の事務が短縮できた。

⑤ 新型コロナウイルス流行収束後について

現在は感染症対策のため暫定的に郵便入札をして対応しているものだが、前述の効果も認められることから、入札参加者にアンケート調査等を行い、意見を踏まえた上で、今後の方法を検討したい。

(2) 随意契約の状況及び入札参加者の辞退理由等について

事務局より、令和3年度予算に係る契約案件のうち、随意契約の件数及び該当理由、入札を辞退した事業者の件数及びその辞退理由、入札で失格となった事業者の件数及びその失格理由、そのうち、最低制限価格を下回って失格した事業者に対し例年行っているアンケート結果について報告。

【日程6 審議事項（入札及び契約の運用状況について）】

令和3年度予算に係る契約案件のうち各委員が指定した11案件について、指定委員が指定理由及び質疑等を発言し、事務局が説明を行う形式で、同様な質疑内容の案件ごとに審議を行った。

○山内委員

「米子浄化場次亜塩素酸ソーダタンク補修工事」、「リサイクルプラザ搬送設備補修工事その1」、「リサイクルプラザ搬送設備補修工事その2」、「米子浄化場脱水設備補修工事」の4件について、工事の成績が60点台で、他の工事より点数が低いように感じるが、どういう点が不十分な工事だったのか。こういう業者がいて困る、といったことがあるか。そういう業者は60点台を繰り返すことがあるのか。十分な工事が期待できないとして、こちらから入札参加を断る場合があるか。

○宮松委員

成績評定の点数の低さが気になる。特に「リサイクルプラザ搬送設備補修工事その1」があまりにも低い。評定は65点からプラスマイナスしていると思うが、どこが引っ掛かったのか。点数が低い業者へは、何かしら指導が必要ではないか。

○三原事務局総務課担当課長補佐

審議案件の具体的な説明の前に、工事成績評定について説明する。

評定方法は、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事成績評定要領による。工事成績評定要領は、国の指針に基づくものであり、米子市の要領を参考に組合の要領を定めている。評定は、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事検査規定第4条に基づき実施した検査を基に行う。

評定者は請負金額によって異なり、2,000万円以上の工事は監督員、担当課長及び検査員の3名、130万円以上2,000万円未満の工事は監督員と検査員の2名で行う。

評定は、要領第5条考査項目別運用表に基づいて実施し、工事成績採点表により採点を行っている。

評定点数は65点から加減するものである。組合の参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、評定点数が2年間で2回60点未満となった場合、または1回50点未満となった場合は、3ヵ月間その請負事業者を入札に指名しないこととする。

○小林施設管理課施設長

評定点数の低い原因は、日程調整や打合せの記録が書面で交わされていなかったり、施工管理の記録ができていないこと、工事書類の不備による修正や提出の遅れにより、催促を何度もしたためであり、このような事務处理的な部分が悪かったため60点台の成績評定になったものである。成績評定の点数は低いが、直接の工事内容が悪かった訳ではなく、工事自体は適正に完了している。

施工業者へは、受注の度に監督員が成績評定の説明を行うが、過去に60点台を取った業者が再び60点台を取る場合はある。事業担当課から入札を断ることはないが、先刻の説明のとおり、組合参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、60点未満を2年間で2回、もしくは50点未満を1回取った時点で、指名しない期間を3ヵ月設けることとしている旨を現場代理人へ伝え、問題点の改善を求めている。

○山内委員

結構です。

○宮松委員

分かりました。

○角委員

「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1」・「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2」の2件の工事について、工事名からすると追加工事なのかと思った。追加工事であるならば、追加発注をする場合の基準が何かあるのか。

○野津委員

この2件は同じ日に入札をしていて、分かれているのはどういう理由なのか。

○小林施設管理課施設長

これは追加発注というものではなく、別々の工事である。

補修工事のうち、「その1」については、設備に対する相当の知識や技術が要求される工事内容であり、施工可能業者が限定される工事である。また、「その2」は一般的なプラント設備補修の経験を要する程度の工事内容である。工事を分離発注することで、「その2」の工事については、業者が限定されず、地元の小規模な業者でも施工が可能となるため、受注機会を作るといった考えのもとで分けている。過去にも同様な質問を受けたことがあり、工事名称の見直しを検討する。

○角委員

理解した。

○野津委員

わかりました。

○山内委員

つづいて、「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1」・「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2」に加え「リサイクルプラザ排水処理設備補修工事」の3件についてだが、いずれも県外業者が受注している。県からは、できるだけ地元業者に請負ってもらえるよう指針を出していたように思う。行政の方から、下請けに地元業者を使うように言うなど、していることはあるか。

○小林施設管理課施設長

「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2」については、圏域内にも請負える業者はある。「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1」「リサイクルプラザ排水処理設備補修工事」については、難易度が高い施工内容であるため、結果的に県外業者が落札している。「その1」の工事は、過去に圏域内の業者が施工したことはあるが、近年は圏域内業者の参加は少ない状況である。

工事の一部を第三者に請負わせる場合は、県西部圏域内業者、次に県内業者を優先して契約に努めるよう現場説明書に記載している。この3件の審議案件については、1次下請、2次下請を圏域内の地元業者が請負っている。

○山内委員

ありがとうございました。

○小林会長

特殊な設備が多いため、金額も高く、特定の業者が集まりやすいと思う。

「リサイクルプラザ排水処理設備補修工事」について、落札率が非常に高い。1者辞退しており、どういった状況だったのか詳細が知りたい。

○小林施設管理課施設長

辞退届に記載された辞退理由は、「メーカーの見積りが期間内に取れなかったため。」となっており、辞退した業者に確認したところ、材料の見積りの依頼が遅くなったため、期間内に取れなかったとのことだった。メーカーにも、見積依頼があれば提出は可能だったという事を確認している。

本工事の予定価格は、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づいて積算している。工事費の積算のうち、直接工事費の材料費や労務費については、業者から見積を徴取し、決められた査定率で査定してから採用している。共通費についても、積算要領に基づき、経費ごとに算出し、工事費を積算して予定価格としている。

落札率が高い理由としては、入札参加業者が自社で工事費を積算した結果が、公表した予定価格ぎりぎりであったため、落札率が高くなったものではないかと推察する。

○小林会長

納得した。

他の委員からは他に質問がないようなので、次に工事に係る随意契約案件の審議に入る。この審議には随意契約に係る予定価格等、非公表の内容が含まれているため、傍聴者には退室願う。

【傍聴者退室】

○宮松委員

「リサイクルプラザ雑用空気圧縮機補修工事」について、落札率が(非公表)と低いのはなぜか。見積結果を見ると、落札業者の見積額だけが低かったわけではない。定められた予定価格は適正であったのか。

○小林施設管理課施設長

落札率が低くなった理由としては、最低制限価格を設定しない、予定価格が130万円未満の工事であるため、工事を受注しようとするために低価格の落札となったものと推察する。

工事価格を設計するにあたっては、先刻の説明のとおり、業者から見積りを徴取し、所定の査定率を掛け、積算要領に基づいて積算している。設計用の見積りは、経費を除いた材料費と労務費を提出してもらっている。今回の工事の見積額を見ると、その経費を除いた

設計用の見積額と近いと、経費を削って見積額を下げてでも落札をしたいという意図があり、低価格の落札となったのではないかと推察する。

○宮松委員

よくわかりました。

○山内委員

「米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事」については、先刻の工事成績に関する4件の同様な質疑に対する説明で了解した。

○野津委員

この工事は随意契約2号となっていて、この請負業者しかできない特殊な工事のようであり、落札率が(非公表)と高い。しかし、工事成績は68点と決して高くない。自社で設計施工した機器の工事であれば、もう少し成績がよくてもいいのではないかと思うが、いかがか。

○松並施設管理課施設長

この工事の評定点について、工事成績採点表を用いて説明する。考査項目の評定はa～eの評価があり、a「優れている」、b「良好」、c「適切」、d「やや不適切」、e「不適切」である。a・bが加点、cは加点なし、d・eが減点となる。

考査項目のうち、「1 施工体制」「2 施工状況」について、監督員の評価による加点がなかった原因は、次のとおり。

1 施工体制

- ・「Ⅱ配置技術者」書類整理が普通で一般的な施工であった

2 施工状況

- ・「Ⅰ施工管理」現場状況と調整された施工図がない、各段階での確認が不足、社内検査員の資格が確認できない、独自の管理基準がない
- ・「Ⅱ工程管理」日常的な進捗管理が不十分、工事制約がない(他の工事が無い、運転調整の必要がない)
- ・「Ⅲ安全対策」社内パトロールの実施が書面で確認できない、使用機械や工具等の整備記録が確認できないものがあった
- ・「Ⅳ対外関係」施設内で単独工事であったため(外部との調整が必要ない)

検査員による評価は、書類検査で総合的に判断し、「工程管理」は適切で加点はなく、「安全対策」はやや不適切であったため、減点となった。また、「施工管理」は、施工計画書に記載漏れ、施工計画書と現場で一致しない部分があり、材料等搬入後の管理が確認できなかったことから加点がなかった。また、考査項目の「3 出来形及び出来ばえ」のうち、「Ⅲ出来ばえ」は、部品交換の工事のため評価の該当項目が少なく、加点がなかった。

「4 工事特性」「5 創意工夫」「6 社会性等」については、通常、浄化場やリサイクルプラザの工事が単年度で施設内において行うものであり、現状と同等の交換工事等であ

るため、加対象とならない。「7法令順守等」については、法令違反した場合に減点とする項目である。

以上が加点されなかった項目であり、結果としてこの工事の評定点合計が68点となった。この工事の考察としては、「施工管理」「工程管理」「安全対策」において評価点を向上させる余地がある。質疑のとおり、専門業者なので、もう少し成績が良くてもいいのではないかと思われ、加点により成績が向上できるよう指導していきたい。

○山内委員

請負業者が独自に開発し、設計施工した機器であり、他の業者には分からないだろうということで施工管理等がずさんになっていることはないか。専門業者という事で、成績評定点が低いことが容認されるというのであれば良くないことであり、今後もこの補修工事がある場合には、チェックしていく必要があるのではないか。

○松並施設管理課施設長

精通している業者であり、技術的などころに関しては問題になったことはないが、書面的なやり取り等を今後改善していきたい。

○小林会長

他の委員からは他に質問がないようなので、次の測量等委託業務に係る審議に入る。この審議案件にも委託業務の入札に係る予定価格等、非公表の内容が含まれているため、この審議についても非公開とする。

○宮松委員

「大山消防署大規模改修等建築主体工事実施設計業務」、「大山消防署大規模改修等建築設備工事実施設計業務」の2件について、工期の終期が年度をまたがり、令和4年5月31日となっているため、もともと2年に渡っての業務なら、もっと早期に入札すればと思ったが、資料を見ると当初は令和4年2月28日に終わる予定だったようである。終期が延期になった理由を知りたい。

○桑垣消防局総務課長

この2件の実施設計業務については、当初令和4年2月末を履行期限としていた。履行期間を延長した主な理由は以下の3点である。

- ・平成11年度に増改築を伴う改修工事を実施した際の完成検査済証が消防局で確認できず、鳥取県においてもその資料の確認ができなかったことから、鳥取県と協議したところ、建築基準法第12条第5項に基づく報告を求められ、その追加業務が発生した。
- ・増築部分について、平成11年度に改修した既設壁の撤去や庁舎全体の荷重の変更等により、新たに一部耐震診断が必要となり、追加業務が発生した。
- ・増築部分の地質調査が必要となったことから、追加業務が発生した。

以上3つの追加業務が発生したことにより、令和4年2月末までに設計業務を完了することが困難となり、令和4年度まで延長する必要が生じたものである。予算については、

繰り越して実施している。

○宮松委員

よくわかりました。

○小林会長

他の委員からの質疑もないようなので、以上で全案件の審議を終了する。

審議会に対して委員から特段の意見はないため、会議内容を管理者へ報告願う。

【日程7 その他】

事務局・委員双方ともなし

【日程8 閉会】 午前11時22分

○小林会長

これをもって、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を終了する。